

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和3年3月8日

” 村の感染防止対策について”

国では4都県に対する緊急事態宣言を延長しましたが、県では、2月5日の感染者発生から約1ヶ月間感染者が出ていないことから3月6日（土）に警戒レベルを3から2に引き下げました。

村では、基本的に県に準じて対応してきていることから、公共施設の利用については、次のとおりとします。

また、緊急事態宣言が延長されている地域との往来は、仕事や試験、冠婚葬祭など真にやむを得ない場合を除き避けていただき、引き続き感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

期 間：3月8日（月）～

対象施設：ふれあい健康館・村民センター
公民館・体育館

利用内容：午後9時までの利用制限は解除します。
緊急事態宣言発出地域の方はご利用をお控えください。

※村内飲食店等の時短営業については、2月15日に解除されています。

◆ 感染防止対策 ◆

会議やイベント、事業などを行う際の前提となる感染防止対策です。

- 1) 食事や運動中以外は、マスクを着用します。
- 2) 消毒液を必要な箇所に準備し、手指消毒を徹底します。
- 3) 検温を実施し、37.5度以上の方や体調不良の方の利用は遠慮していただきます。

※検温記録は残す必要はありません。

- 4) 状況に合わせてこまめに換気します。
- 5) ソーシャルディスタンス（1m以上）を確保します。
- 6) 長時間の利用を避け、2時間以内とします。

裏面もご覧ください。

*****大規模イベント開催の県の指針*****

参加者5,000人以下のイベントや行事は、感染防止対策を前提として、次の点を考慮して開催していただくことになります。

◆歓声や声援等が想定されない場合

参加者が村民のみ ⇒ 人が接触しない程度の間隔

参加者が村外を含む ⇒ 最低1mの間隔を確保

◆歓声や声援等が想定される場合や飲食を伴う場合

人数を収容定員の50%を上限

最低1mの間隔を確保

※5名以内のグループで参加の場合はグループ内での空席設定は不要

ただし、個人やグループ間は空席を設定

◆屋外の場合

参加者を5,000人を上限とし、2m以上の間隔を確保

*****感染リスクの高い「5つの場面」*****

声が大きくなったり、マスクをしないことによる飛沫感染、共用の部屋や物の使用による接触感染により、次の「5つの場面」では、感染リスクが高まります。油断せずに、引き続き感染防止対策に努めるようお願いいたします。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間に及ぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狭い空間での共同生活
5. 居場所の切り替わり（休憩室・喫煙所・更衣室など）

***** 誹謗・中傷は絶対にやめましょう *****

感染防止対策を万全にしているにもかかわらず、原因がわからないうちに感染してしまう可能性もあります。

感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者などに対して嫌がらせをしたり、誹謗・中傷したりすることは絶対に行わないようお願いいたします。

お問い合わせは

【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

住民生活課 TEL. 45-2114

大潟村診療所 TEL. 45-2333

大潟村保健センター TEL. 45-2613